

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 6 年 5 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 前橋市地域公共交通再生協議会  
住 所 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号  
代表者氏名 大 野 誠 司

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

## 前橋市地域公共交通計画

### 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
前橋市地域公共交通計画 147、148 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
前橋市地域公共交通計画 147、148 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
前橋市地域公共交通計画 147、148、149 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
前橋市地域公共交通計画 別紙参照

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

# 地域公共交通計画該当部分

(令和6年2月21日変更後)

## 9. 巻末資料

# 地域公共交通計画該当部分

(令和6年2月21日変更後)

## 9. 巻末資料

### 地域公共交通確保維持事業に係る内容

本計画において、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象であるものは以下のとおりとします。

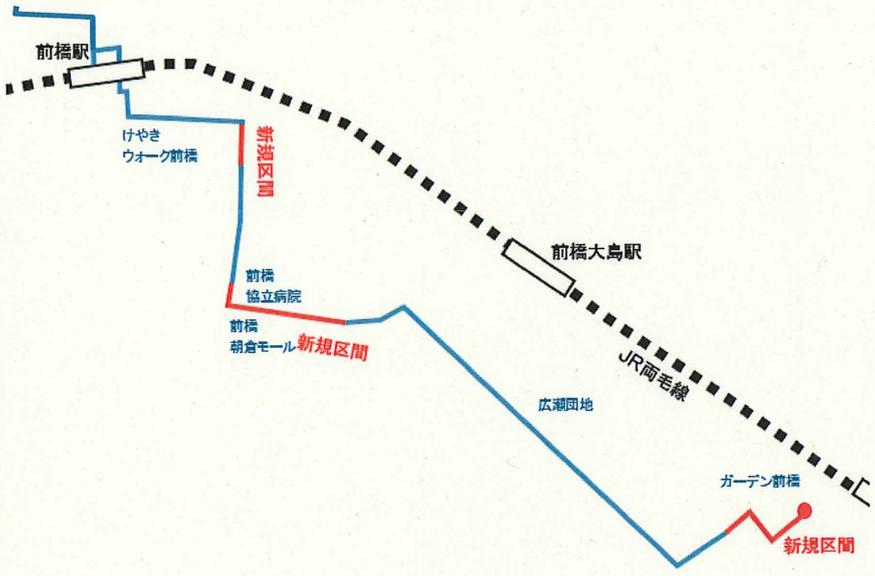
#### 城南あおぞら号

公共交通における位置付けと役割	<p>前橋市城南地区は、前橋市の東端に位置し、30 km<sup>2</sup>と広大な面積を持つエリアであり、地域間交通路線として東大室線をはじめとする定時定路線の乗合バスが運行されているものの、再編の中で減便や路線の短縮を行う地域となる。城南地区の一部地域では半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅等が存在しない交通空白地域もある。</p> <p>また、城南地域内にはタクシー事業者が存在しないことから、送迎にかかる時間が長くなる傾向があり、市内全域を対象としたマイタク（地域独自のタクシー運賃割引施策）の利用実績（城南地区の利用者数/全利用者数）が1.57%（令和4年度）と少なく、市内の他地域と比較してタクシーが使いづらい環境である。</p> <p>さらに、城南地区の65歳以上の人口割合は32.0%（令和5.3末時点）であり、将来、自家用乗用車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>上記の地域課題の解決を図るため、地区内では平成30年に地域の自治会長やボランティア等から構成される市民団体（城南地区地域内交通運営委員会（以下：運営委員会））が発足し、デマンド交通の導入に向けて検討を重ねてきた。</p> <p>令和2年10月から運行を開始した城南あおぞら号は、この広大なエリアをカバーする区域運行であり、地域間交通路線を補完するフィーダー系統として本計画において位置付ける。</p>
事業の必要性	<p>城南地区では、この城南あおぞら号運行を地域で支えるため、運営委員会へ事務費相当額を負担しているものの、引き続き安定的に地域の移動手段として確保・維持するためには、地域公共交通確保維持事業として協議会から運営委員会へ運行費の一部を補助することが必要である。</p>
事業及び実施主体の概要	<p>○事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区域運行（デマンド運行）</li></ul> <p>○実施主体の概要</p>



# 地域公共交通計画該当部分

(令和6年2月21日変更後)

	<p>ィーダー系統として本計画に位置づける。</p>
<p>事業の必要性</p>	<p>当該路線が運行する地域は、市内でも特に人口密度が高い地域であり、立地適正化計画においても居住誘導区域に位置づけられていることから、公共交通の維持・確保の必要性が極めて高い。</p> <p>仮に、当該路線を廃止した場合、広瀬団地や周辺地域に居住する交通弱者に対する代替の交通手段は存在しなくなる。</p> <p>今まではバス事業者の内部補助により当該路線の運行を維持してきたが、引き続き安定的に地域の移動手段として確保・維持するためには、地域公共交通確保維持事業として、協議会から事業者へ運行費の一部を補助することが必要である。</p>
<p>事業及び実施主体の概要</p>	<p>○事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線定期運行</li> </ul> <p>○実施主体の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：日本中央バス株式会社</li> <li>・運送予定者：日本中央バス株式会社</li> </ul> 

令和6年5月 日

(名称) 前橋市地域公共交通再生協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

前橋市地域公共交通計画P147～ P149参照

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## 城南あおぞら号

## ◆運行実績

&gt; 令和5年度 (R4年10月～R5年9月)

①路線延べ利用者数……………1,579人

②1日平均利用者数……………約5.0人

&gt; 令和6年度見込 (R5年10月～R6年9月)

①路線延べ利用者数……………1,760人 (上半期実績880人×2)

②1日平均利用者数……………約5.6人

## ◆事業の目標

&gt; 令和7年度 (R6年10月～R7年9月)

①路線の年間延べ利用者数……………1,900人

②1日平均利用者数……………約6.1人

③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%

&gt; 令和8年度 (R7年10月～R8年9月)

①路線の年間延べ利用者数……………2,300人

②1日平均利用者数……………約7.3人

③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%

&gt; 令和9年度 (R8年10月～R9年9月)

①路線の年間延べ利用者数……………2,700人

②1日平均利用者数……………約8.6人

③結節・乗換えポイントの整備及び利用促進……利用率40%

※全バス停の内乗換えポイントの利用率実績は、全体の32.4%であった。

※年間延べ利用者数について前年度実績×1.1で計算したものを10の位で切り捨て、もしくは切り上げそこから1日平均利用者数を算出。

(例) 令和6年度目標の算出方法

前年度上半期実績 880人×2×1.1=1936÷1900

(令和6年度年間実績想定)

## 広瀬線

## ◆運行実績

&gt; 令和6年度見込 (R6年4月～R6年9月)

- ①路線の延べ利用者数……………12,400人(6か月分)
- ②1日平均利用者数……………約67.8人
- ③1便平均利用者数……………約6.8人

## ◆事業の目標

>令和7年度(R6年10月~R7年9月)

- ①路線の延べ利用者数……………24,800人
- ②1日平均利用者数……………約67.9人
- ③1便平均利用者数……………約6.8人

>令和8年度(R7年10月~R8年9月)

- ①路線の延べ利用者数……………25,100人
- ②1日平均利用者数……………約68.8人
- ③1便平均利用者数……………約6.9人

>令和9年度(R8年10月~R9年9月)

- ①路線の延べ利用者数……………25,400人
- ②1日平均利用者数……………約69.6人
- ③1便平均利用者数……………約7.0人

※令和6年度見込については、令和6年4月の利用実績(2,196人)に令和5年4月から9月までの輸送人員比を掛けて算出。

例：令和6年5月分

$2,196 \text{ 人} \times 83.9\% \text{ (令和5年5月の輸送人員比)} = 1,906 \text{ 人}$

令和6年4月から9月までの見込合計 12,433 人  $\div$  12,400 人

(10の位で切り捨て、そこから1日平均利用者、1便平均利用者を算出。)

※これまでの利用実績や周辺環境の変化を考慮し、令和6年4月より運行の最適化を図った結果、平日運行回数を減らし、休止していた土日祝日の運行再開となった。スーパーなどのショッピング施設を経由する経路へ変更となり、買い物等のニーズを満たすことで利用者からは使いやすくなったという声も聞こえる。今後も継続して周知活動を行うことで、より地域に根差した路線を目指す。

## (2) 事業の効果

城南あおぞら号及び広瀬線を維持・活性化することにより、車を持たない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、城南地区、上川淵地区、下川淵地区、並びに永明地区と中心市街地を結ぶバス路線や鉄道と連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<p>(1) 城南あおぞら号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元のニーズを反映させたバス停の見直し。(運営委員会、前橋市)</li> <li>・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び城南地区内全戸回覧(運営委員会、前橋市)</li> <li>・お得な回数券の継続発行(運営委員会、運行事業者、前橋市)</li> <li>・運賃割制度など利用促進策の検討・実施(運営委員会、運行事業者、前橋市)</li> </ul> <p>(2) 広瀬線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に関する情報を伝える広報誌の作成及び配布(日本中央バス)</li> <li>・GTFS データを活用したバス位置情報の発信等(日本中央バス)</li> <li>・バスガイドの添乗による乗降案内(日本中央バス)</li> </ul> <p>※前橋市地域公共交通計画 P114～116 より</p>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</b></p>
<p>別添の表1のとおり。</p>
<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b></p>
<p>(1) 城南あおぞら号</p> <p>その運行に係る費用総額8,900,000円のうち、前橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>(2) 広瀬線</p> <p>その運行に係る費用総額8,737,621円(見込)のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分については運行事業者が負担することとしている。</p>
<p><b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b></p>
<p>目標の達成度を測る評価指標としては、施策の実施量(事業進捗)ではなく、それによる社会の変化である事業効果によって設定する。</p> <p>※前橋市地域公共交通計画 P99 より</p>
<p><b>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p><b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p><b>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>該当なし</p>
<p><b>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b></p>

<b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添の表5のとおり
<b>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
<b>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>

- ・令和元年12月19日  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）開催  
城南地区地域内交通のプレ運行開始について協議
- ・令和2年7月21日（第1回）「書面協議」  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和2年7月29日回答期限  
（令和2年7月29日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和2年9月17日（第2回）「書面協議」  
城南地域内交通の本格運行への移行について協議
- ・令和3年6月4日（第1回）「書面協議」  
前橋市地域公共交通会議（地域内交通）として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和3年6月25日回答期限  
（令和3年6月25日 委員18名中17名の承認を得て可決）
- ・令和4年6月10日（第1回）「書面協議」  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和4年6月24日回答期限  
（令和4年6月24日 委員22名中18名の承認を得て可決）
- ・令和5年5月29日  
前橋市地域公共交通再生協議会開催  
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付け（城南あおぞら号）について協議  
（令和5年5月29日 委員21名中19名の承認を得て可決）
- ・令和5年6月21日（第2回）「書面協議」  
前橋市地域公共交通再生協議会として、前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、認定申請を行うこと、及びその内容について協議 → 令和5年6月29日回答期限  
（令和5年6月29日 委員21名中20名の承認を得て可決）
- ・令和6年2月21日（第3回）  
前橋市公共交通計画への前橋市地域内フィーダー系統確保維持計画事業の位置付けについて協議  
（令和6年2月21日 委員20名中19名の承認を得て可決）

## 19. 利用者等の意見の反映状況

前橋市交通政策課は運営委員会の事務局を務めており、地域住民の代表である運営委員会及び城南地区自治会連合会や運行事業者と密な協議を重ね、主な利用者となっている地域住民の意見を随時反映させながらフィーダー系統の利便性向上の検討を行っている。

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

（所 属）前橋市未来創造部交通政策課

（氏 名）岡村

（電 話）027-898-5939

（e-mail）maebashikoutsuu@gmail.com

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実

別紙

施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便増進特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
前橋市	(有)赤城タクシー	(1) 城南あおぞら号		城南地区		往 km 復 km	313日	1,613	区域運行	②(2)	JR両毛線駒形駅・上毛電鉄大胡駅へ接続	③
	日本中央バス(株)	(2) 広瀬線	前橋公園	JR前橋駅	ガーデン前橋	往10.56km 復10.56km	日	回	路線定期運行	②(2)	JR両毛線前橋駅及び市内運行地域間幹線系統に接続	①
	日本中央バス(株)	(3) 広瀬線	JR前橋駅	協立病院	ガーデン前橋	往8.06km 復8.06km	日	回	路線定期運行	②(2)	JR両毛線前橋駅及び市内運行地域間幹線系統に接続	①
		(4)				往 km 復 km	日	回				
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# 令和7年度 城南あおぞら号運行スケジュール

表1 添付①

令和6年10月1日～令和7年9月30日

## 10月 (令和6年)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

## 1月 (令和7年)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

年間日数 365

日曜日の数 52

運行日数 313 (月曜日～土曜日)

令和7年度年間延べ利用者数 (設定目標) … 1,936人 (1日平均6.1人)

運行計画回数… 1,936×5/6≒1,613回※5回以内1回、2人相乗りすると想定 (5回の運行で6人輸送)

# 令和7年度 広瀬線運行スケジュール

令和6年10月1日～令和7年9月30日

表1 添付①

10月 (令和6年)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月 (令和7年)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

年間日数 365

土日祝運行日 123 前橋駅止まり系統のみ

平日運行日 242 前橋駅止まり6回、公園まで系統4回

# 42 広瀬線

2024年 4月 1日 改正  
日本中央バス株式会社

## 通過時刻予定表(平日)

<<ご案内>>12月30日～1月3日までは土日祝日ダイヤです。

行先 系統番号	ガーデン前橋方面				
	42B	42A	42A	42A	42B
前橋公園	8:18				17:35
県庁前	8:19				17:36
市役所・合庁前	8:20				17:37
日銀前	8:20				17:37
本町	8:22				17:39
表町	8:23				17:40
前橋駅(北口①番のりば)	8:30	10:30	11:55	15:00	17:51
前橋駅南口入口	8:31	10:31	11:56	15:01	17:52
静和幼稚園前	8:33	10:33	11:58	15:03	17:54
けやきウォーク前橋北	8:34	10:34	11:59	15:04	17:55
ふれあい公園北	8:35	10:35	12:00	15:05	17:56
天川小学校	8:36	10:36	12:01	15:06	17:57
生涯学習センター前	8:37	10:37	12:02	15:07	17:58
天川原一自治会館入口	8:38	10:38	12:03	15:08	17:59
天川変電所前	8:39	10:39	12:04	15:09	18:00
協立病院西	8:40	10:40	12:05	15:10	18:01
協立病院	8:43	10:43	12:08	15:13	18:04
わかば小前	8:45	10:45	12:10	15:15	18:06
八幡山	8:46	10:46	12:11	15:16	18:07
天神山	8:47	10:47	12:12	15:17	18:08
飯玉	8:48	10:48	12:13	15:18	18:09
群銀広瀬支店前	8:49	10:49	12:14	15:19	18:10
鶴巻	8:50	10:50	12:15	15:20	18:11
広瀬小学校前	8:53	10:53	12:18	15:23	18:13
団地南	8:54	10:54	12:19	15:24	18:14
広瀬山王町一丁目	8:55	10:55	12:20	15:25	18:15
広瀬	8:56	10:56	12:21	15:26	18:16
下大島山王	8:58	10:58	12:23	15:28	18:18
ガーデン前橋	9:03	11:05	12:30	15:35	18:30

行先 系統番号	前橋駅・前橋公園方面				
	42B	42A	42A	42A	42B
ガーデン前橋	7:22	9:30	11:10	14:00	16:00
下大島山王	7:23	9:31	11:11	14:01	16:01
広瀬	7:25	9:33	11:13	14:03	16:03
広瀬山王町一丁目	7:26	9:34	11:14	14:04	16:04
団地南	7:27	9:35	11:15	14:05	16:05
広瀬小学校前	7:30	9:38	11:18	14:08	16:08
鶴巻	7:31	9:39	11:19	14:09	16:09
群銀広瀬支店前	7:32	9:40	11:20	14:10	16:10
飯玉	7:33	9:41	11:21	14:11	16:11
天神山	7:34	9:42	11:22	14:12	16:12
八幡山	7:35	9:43	11:23	14:13	16:13
わかば小前	7:36	9:44	11:24	14:14	16:14
協立病院	7:39	9:48	11:28	14:18	16:18
協立病院西	7:40	9:49	11:29	14:19	16:19
天川変電所前	7:41	9:50	11:30	14:20	16:20
天川原一自治会館入口	7:42	9:51	11:31	14:21	16:21
生涯学習センター前	7:43	9:52	11:32	14:22	16:22
天川小学校	7:44	9:53	11:33	14:23	16:23
ふれあい公園北	7:45	9:54	11:34	14:24	16:24
けやきウォーク前橋北	7:46	9:55	11:35	14:25	16:25
静和幼稚園前	7:47	9:56	11:36	14:26	16:26
前橋駅南口入口	7:49	9:57	11:37	14:28	16:28
前橋駅(北口①番のりば)	7:55	10:05	11:45	14:35	16:32
表町	7:56				16:33
本町	7:58				16:35
市役所・合庁前	7:59				16:36
県庁前	8:00				16:37
前橋公園	8:15				16:50

# 42 広瀬線

2024年 4月 1日 改正  
日本中央バス株式会社

## 通過時刻予定表(土日祝)

<<ご案内>>12月30日～1月3日までは土日祝日ダイヤです。

行先 系統番号	ガーデン前橋方面			
	42A	42A	42A	42A
前橋公園				
県庁前				
市役所・合庁前				
白銀前				
本町				
表町				
前橋駅(北口①番のりば)	10:30	11:55	15:00	
前橋駅南口入口	10:31	11:56	15:01	
静和幼稚園前	10:33	11:58	15:03	
けやきウオーク前橋北	10:34	11:59	15:04	
ふれあい公園北	10:35	12:00	15:05	
天川小学校	10:36	12:01	15:06	
生涯学習センター前	10:37	12:02	15:07	
天川原一自治会館入口	10:38	12:03	15:08	
天川変電所前	10:39	12:04	15:09	
協立病院西	10:40	12:05	15:10	
協立病院	10:43	12:08	15:13	
わかば小前	10:45	12:10	15:15	
八幡山	10:46	12:11	15:16	
天神山	10:47	12:12	15:17	
飯玉	10:48	12:13	15:18	
群銀広瀬支店前	10:49	12:14	15:19	
鶴巻	10:50	12:15	15:20	
広瀬小学校前	10:53	12:18	15:23	
団地南	10:54	12:19	15:24	
広瀬山王町一丁目	10:55	12:20	15:25	
広瀬	10:56	12:21	15:26	
下大島山王	10:58	12:23	15:28	
ガーデン前橋	11:05	12:30	15:35	

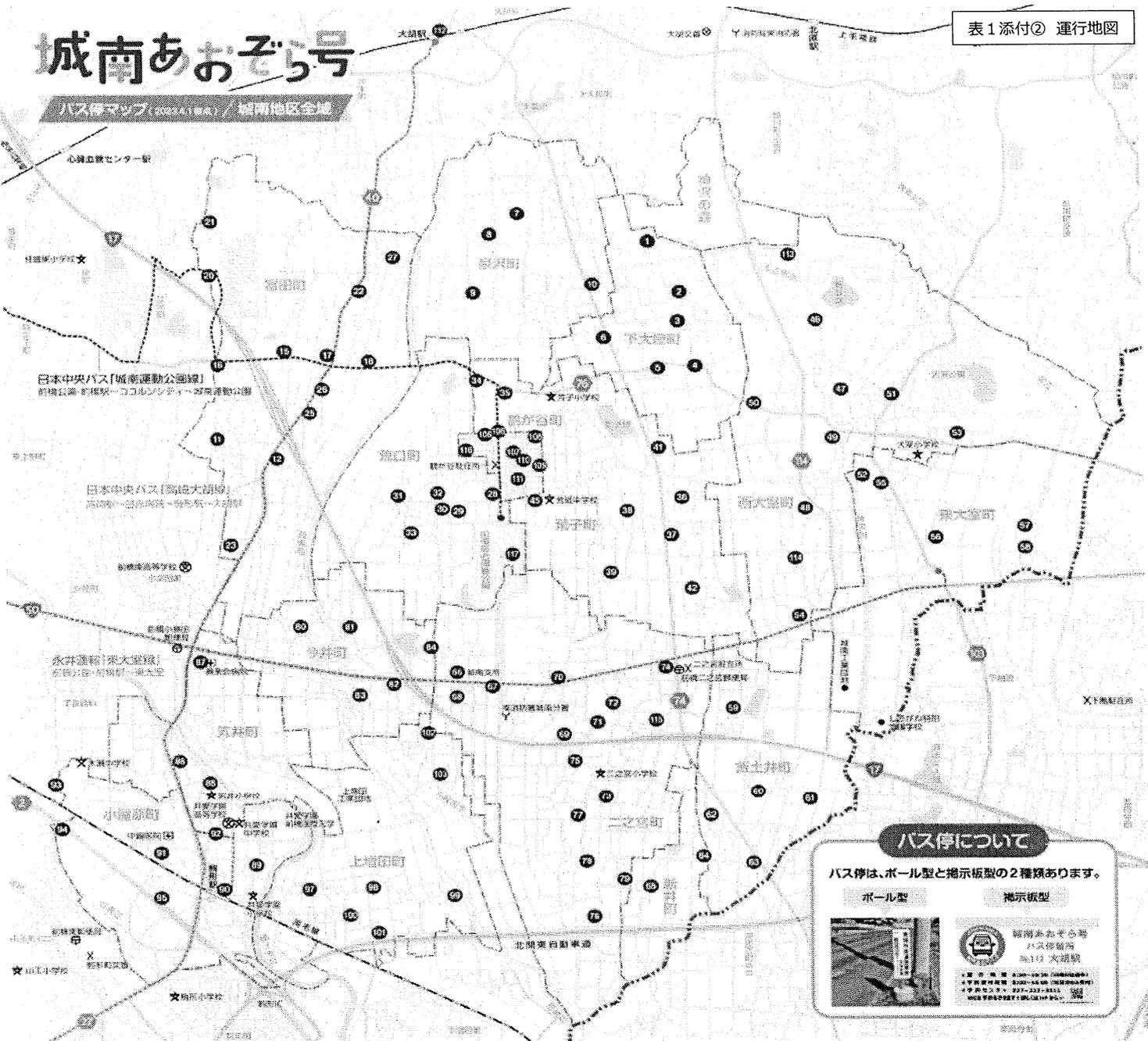
行先 系統番号	前橋駅方面			
	42A	42A	42A	42A
ガーデン前橋	9:30	11:10	14:00	
下大島山王	9:31	11:11	14:01	
広瀬	9:33	11:13	14:03	
広瀬山王町一丁目	9:34	11:14	14:04	
団地南	9:35	11:15	14:05	
広瀬小学校前	9:38	11:18	14:08	
鶴巻	9:39	11:19	14:09	
群銀広瀬支店前	9:40	11:20	14:10	
飯玉	9:41	11:21	14:11	
天神山	9:42	11:22	14:12	
八幡山	9:43	11:23	14:13	
わかば小前	9:44	11:24	14:14	
協立病院	9:48	11:28	14:18	
協立病院西	9:49	11:29	14:19	
天川変電所前	9:50	11:30	14:20	
天川原一自治会館入口	9:51	11:31	14:21	
生涯学習センター前	9:52	11:32	14:22	
天川小学校	9:53	11:33	14:23	
ふれあい公園北	9:54	11:34	14:24	
けやきウオーク前橋北	9:55	11:35	14:25	
静和幼稚園前	9:56	11:36	14:26	
前橋駅南口入口	9:57	11:37	14:28	
前橋駅(北口①番のりば)	10:05	11:45	14:35	
表町				
本町				
市役所・合庁前				
県庁前				
前橋公園				

<<ご案内>> 土日祝日ダイヤでは前橋駅～前橋公園間の運行はありません。

# 城南あおぞら号

バス停マップ(2023.4.1現在) / 城南地区全図

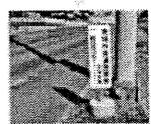
表1添付② 運行地図



### バス停について

バス停は、ポール型と掲示板型の2種類あります。

ポール型



掲示板型



城南あおぞら号  
バス停設置所  
〒593 大宮駅

運行時間: 8:30~20:30 (2023年4月現在)  
 予約受付時間: 8:30~18:00 (2023年4月現在)  
 予約センター: 027-233-8833  
 WEB: www.city.chiyoda.lg.jp

出典: 国土院地図 登録地図 (飯土井中継所)

## バス停一覧

(赤いバス停は、路線バスや鉄道への乗り継ぎに便利なバス停です！)

1 プラス工業南	15 城南病院前	29 飯塚医院	42 藤沼会議所	66 東大室町 集落センター	89 城南ケアセンター	93 木瀬中学校前	106 16街区13-106
2 産業倉庫前	16 千塚霊骨院前	30 舞家荘	45 荒延中西	67 多田橋東詰	90 イノベ塗装南	94 セブンイレブン 小塚原店前 (併設の 「ガールズパーク」 併設)	107 22街区5-107
3 ゲートボール場	17 旧森村商店	31 みのもり美容室	46 乾谷沼南	68 豊島共同飼育所	70 セブンイレブン 前橋二之宮町店	92 モンジュシユカツラ 駐車場前	108 33街区10-108
4 山口観光事務所	18 ゲームセンター前	32 旧公民館	47 西大室町 公民館北	69 上増中央	71 二宮神社前	93 今井神社北	109 38街区6-109
5 下の倉庫跡	20 とりせん駐車場	33 ハート接骨院	48 地田東橋信号南	72 黒船中央	72 二宮赤城神社東	94 堀川歯科医院	110 36街区1-110
6 福祉施設 さわやか	21 グループホーム 松風前	34 秋原医院	49 親昌寺駐車場	73 原船東	73 消防団詰所前	95 元井町公民館	111 近戸神社横
7 泉沢神社	22 上増公民館	35 ミニストップ 茄子町店	50 白山橋西	74 飯土井町公民館	74 二之宮十字路 公民館	96 イバネマ前	98 泉原公民館前
8 泉沢町改善 センター裏	23 JA前橋市 「産肉ゆらあひだ」	36 舞台稲公民館	51 ひまわり西大室	75 下増城山	75 二之宮保育園分園	97 善栄会病院	100 上毛の里特養棟
9 泉沢町2区 ゴミ集積所前	24 中央公民館	37 JA前橋市 筑証支所	52 観音寺南	76 木暮労働管理 事務所	76 南部農村コミュニ ティセンター	98 長谷戸中央	101 ファミリーマート 前
10 ガレージ イーグル前	25 富田町 集落センター	38 茄子町 集落センター	53 大室公園南	77 新井町 集落センター前	77 中島集荷場	99 駒形駅北口	102 中島ストア前
11 吹地公民館	26 上増中塚 原台格納庫	39 新屋西原組	54 東前橋整形外科 病院	78 前橋市城南支所	78 鹿免道路信号東南	103 小原原公民館前	103 宮原組公民館前
12 セブンイレブン 富田店	27 お肉のマルイチ	40 相沢接骨院	55 東大室神社境内	79 前橋税合運動 公園入口	79 二之宮クリニック	104 共愛学園前	105 5街区10-105
							112 総合運動公園 プール南駐車場

表1 添付② 運行地図

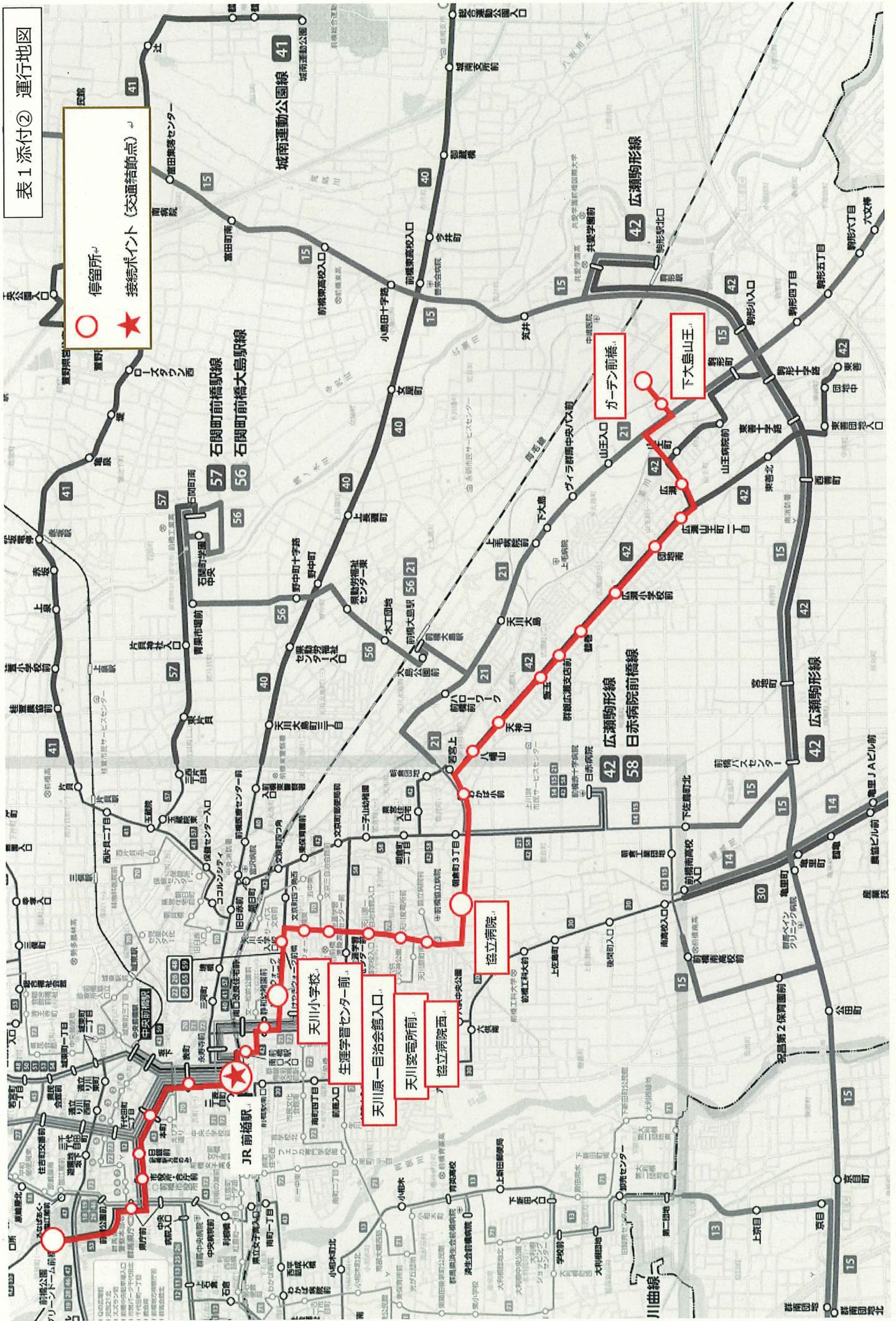


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	前橋市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	21,938

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,938	群馬県前橋市城南地区、永明地区、上川淵地区、下川淵地区(東日本旅客鉄道(株)両毛線駒形駅及び日本中央バス(株)城南運動公園線、永井運輸(株)東大室線・前橋玉村線、(株)群馬バス 日赤病院高崎線、玉村町 たまりん北コース、いせさきしコミュニティバス「あおぞら」波志江・赤堀・あずま連絡バス・東西シャトルバスの停留所から半径1キロの区域を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

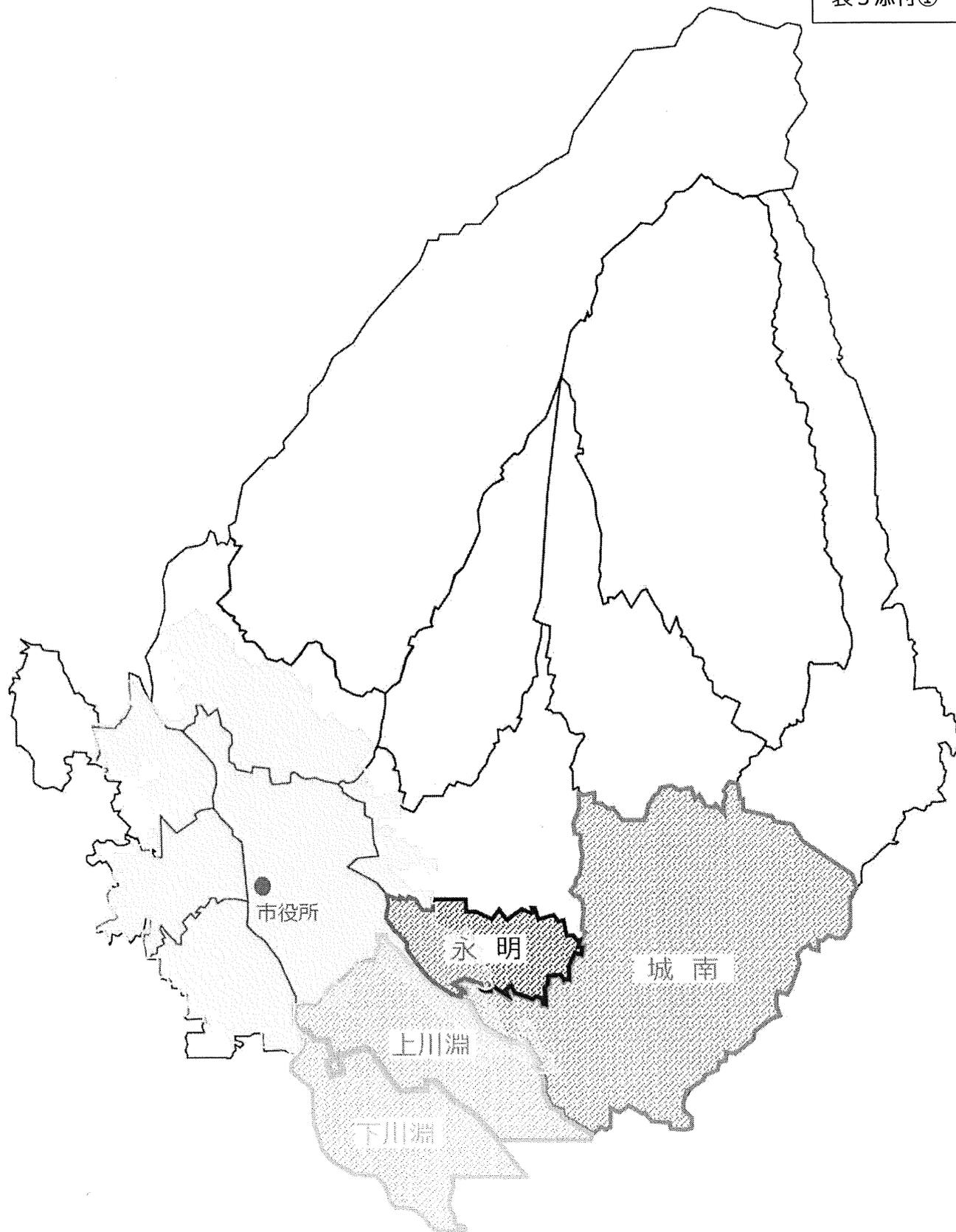
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
前橋市地域公共交通計画	令和3年9月	
前橋市利便増進実施計画	令和3年9月	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に適用する特例の種類を記載すること。

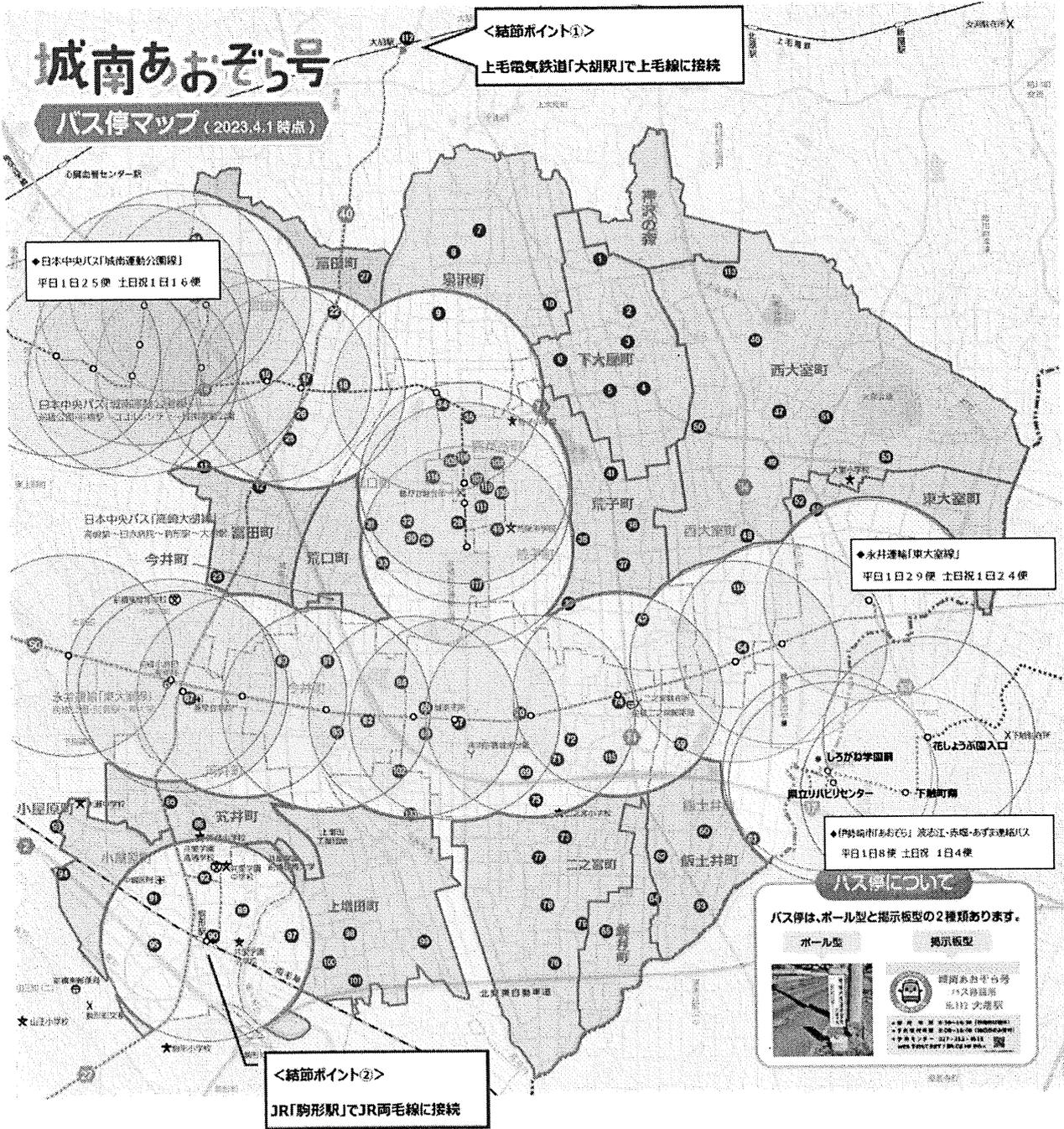
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



空白地域の位置（城南地区）

  城南あおぞら号運行エリア
 ○ バス停から半径1kmの円
◐ 交通空白地域  
(約13.6km<sup>2</sup> 6,984人※別途算出根拠のとお)

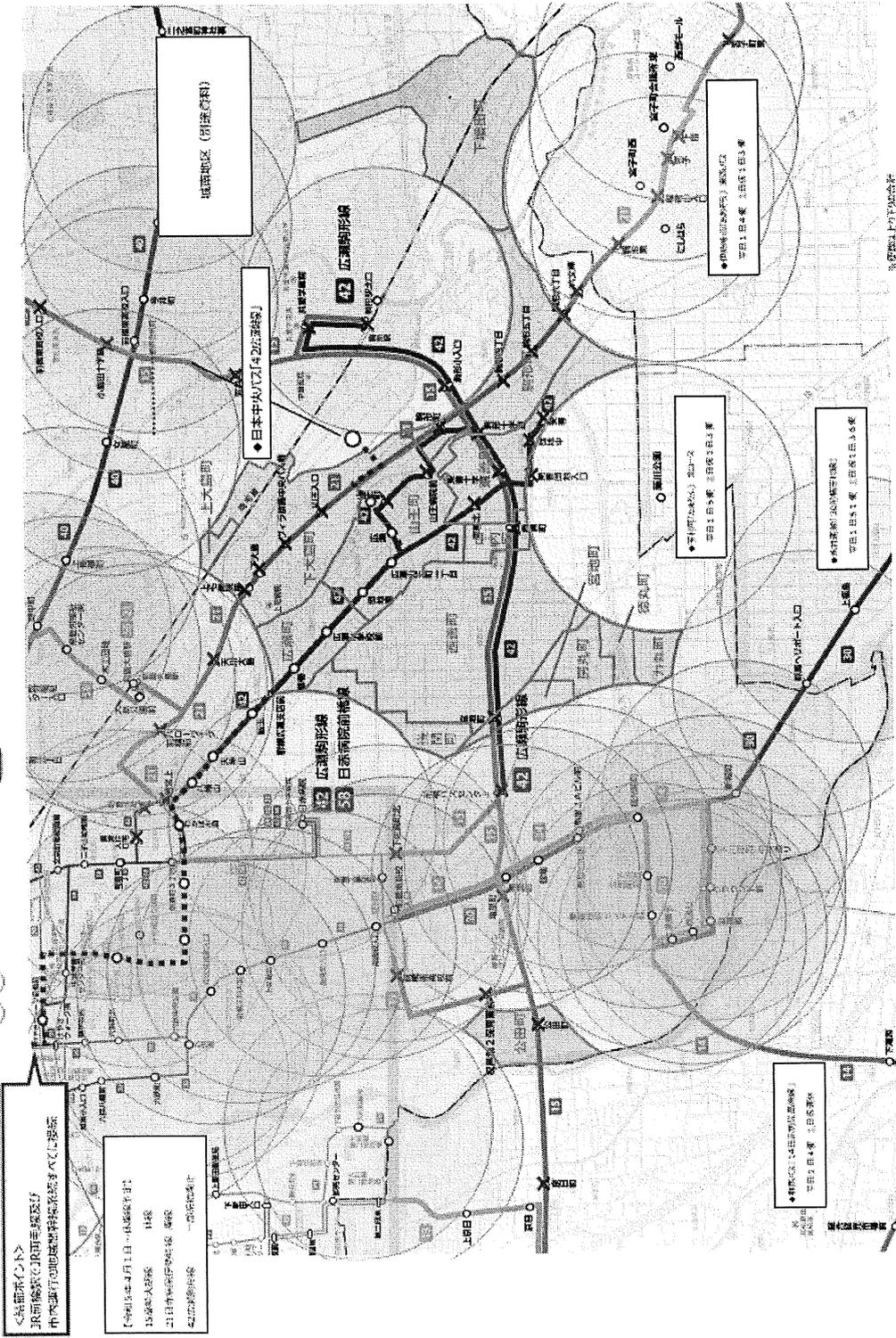


※便数は上り下りの合計  
 ※令和5年4月1日時点での情報を記載（予定も含む）

# 空白地域の位置 (永明地区・上川淵地区・下川淵地区)

添付②

○/○ 10分以内 半額 1 km 未満 (約19.4km 14,954人 ※別添算出根拠のと)



※本図は平成4年4月1日現在の情報に基づき作成された。